

札幌市税条例の改正の概要（令和 6 年第 1 回臨時会）

改正の内容	適用
<p>[個人市民税関係]</p> <p>1 定額減税</p> <p>前年の合計所得金額が 1,805 万円以下である所得割の納税義務者について、本人及び配偶者を含めた扶養親族（国外居住者を除く。）一人につき、令和 6 年度分の所得割から 1 万円を控除するための所要の措置を講ずる。</p> <p>また、同一生計配偶者に係る定額減税について、令和 7 年度分の個人住民税から控除するための所要の措置を講ずる。</p> <p>2 令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例</p> <p>自己又は自己と生計を一にする配偶者等が有する資産について、令和 6 年能登半島地震災害による損失を受けた場合、その損失の金額については、納税義務者の選択により、令和 5 年において生じた損失の金額として、雑損控除の規定を適用することができることとする。</p> <p>この規定の適用を受ける場合、当該納税義務者の当該損失の金額については、その生じた年においては生じなかったものとみなす。</p>	<p>令和 6 年度分 から適用</p> <p>令和 6 年度分 から適用</p>
<p>[固定資産税・都市計画税関係]</p> <p>1 負担調整措置等</p> <p>宅地等及び農地に係る税額の上昇幅の抑制等を行う負担調整措置について、現行の仕組みを継続する。</p> <p>また、据置年度（令和 7 年度、令和 8 年度）において地価が下落している場合に簡易な方法により価格の下落修正ができる現行の特例措置を継続する。</p>	<p>令和 6 年度分 から適用</p>